

## 水銀排出に係る大気汚染防止法の改正について

### 1 JESCO施設に係る大気汚染防止法（以下、「大防法」という。）の改正概要

水銀に関する水俣条約に基づく水銀の大気排出抑制の措置として、次のとおり、排出ガスの水銀濃度測定が義務づけられた（平成30年度から施行）。

対象施設：JESCO増設施設（大防法施行令別表第1第13項 廃棄物焼却）

基準値： $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$

頻度：6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上。

### 2 大防法改正に伴う協定等の改訂について

大防法の改正に伴い、道、市及びJESCOが締結した協定書及びモニタリング計画の環境モニタリング測定項目に、水銀濃度の追加が必要。

#### (1) 協定等で定める既存の測定項目の基準値及び測定頻度

基準値：法定値との比較は、別表のとおり。

頻度：年2回測定（道及び市）（法と同じ）。

：年4回測定（JESCO）（法の2倍。ダイオキシン類は法の4倍）。

#### (2) 協定等で定める水銀濃度基準値及び測定頻度

##### ア 考え方

基準値については、道実施分及びJESCO実施分とも、既存の測定項目と同様、改正大防法と同じ値とする。

測定頻度についても、既存の測定項目と同様の頻度とし、道実施分を大防法の規定と同じ年2回、JESCO実施分を年4回とする。

##### イ 水銀濃度基準値及び測定頻度

道実施分	基準値： $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、測定頻度：年2回
JESCO実施分	基準値： $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、測定頻度：年4回

## (参考) 関係条文

### 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抄）

（目的）

#### 第1条

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円待つな実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

#### 第2条

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

（排出基準）

#### 第18条の22

水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（排出基準の遵守義務）

#### 第18条の28

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

### 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）（抜粋）

別表1 13

施設名 廃棄物焼却炉

規模要件 火格子面積2 m<sup>2</sup>以上であるか、又は焼却能力200kg/h以上

(JESCO増設施設焼却能力291.5kg/h)

### 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抄）

（水銀等の排出基準）

#### 第16条の11

法第18条の22の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。（略）

（水銀濃度の測定）

#### 第16条の12

法第18条の30の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

1 水銀濃度の測定は、通常の操業状態及び排出状況において、環境大臣が定める測定法により、イからニに掲げる水銀排出施設ごとにそれぞれイからニに掲げる頻度で行うこと。

イ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上の水銀排出施設（ハ及びニに掲げるものを除く） 四月を超えない作業期間ごとに一回以上

ロ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満の水銀排出施設（ハ及びニに掲げるものを除く）六月を超えない作業期間ごとに一回以上  
（略）

**大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年9月26日環境省令第22号）（抄）**

（経過措置）

第2条

この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第16条の11の規定の適用については、当分の間、附則別表第1の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

（略）

附則別表第1

ハ 令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉（略） 50マイクログラム

資料 5-2(別表)  
(第43回 監視円卓会議)

項目		単位	排出濃度		測定頻度				
			排出管理目標値 (協定書別表)	基準値等	道・市実施分	JESCO実施分	基準		
大気 (排気)	P C B		mg/m <sup>3</sup> N	0.01以下	0.25	2回/年	4回/年	-	
	ダイオキシン類		ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1以下	0.1	2回/年	4回/年	1回/年以上 (排ガス、ばいじん、 焼却灰その他燃え殻)	
	ベンゼン		mg/m <sup>3</sup> N	50以下	-	2回/年	4回/年	-	
	硫黄酸化物(注1)		K値	3.2以下	4.5	2回/年	4回/年	-	
	窒素酸化物(注1)		cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	250以下	250	2回/年	4回/年	2回/年以上	
	塩化水素(注1)		mg/m <sup>3</sup> N	700以下	700	2回/年	4回/年	2回/年以上	
	ばいじん(注1)		g/m <sup>3</sup> N	0.15以下	0.15	2回/年	4回/年	2回/年以上	
水銀(注1)		μg/m <sup>3</sup> N	50	50	2回/年	4回/年	6ヶ月を超えない作業期 間ごとに1回以上 (2回/年以上)		
水質 (排水)	浄化槽 排水	生活環 境項目	pH	-	5.8~8.6	5.8~8.6	-	2回/年	1回/年以上
			SS	mg/l	30以下 (日間平均20以下)	200	-	2回/年	1回/年以上
			BOD	mg/l	20以下 (日間平均15以下)	160	-	2回/年	1回/年以上
			COD	mg/l	80以下 (日間平均60以下)	-	-	2回/年	-
			全窒素	mg/l	60以下 (日間平均30以下)	-	-	2回/年	-
			全燐	mg/l	8以下 (日間平均4以下)	-	-	2回/年	-
			n-ヘキサン抽出物 質	mg/l	5以下	5	-	2回/年	1回/年以上
	最終放 流口	有害物 質	P C B	mg/l	0.0005未満	0.003	2回/年	-	1回/年以上
		ダイオキシン類	pg-TEQ/l	5以下	10	2回/年	-	1回/年以上	

注1:PCB汚染物等処理設備(プラズマ溶融分解処理施設)からの排気のみ適用し、値はいずれも1時間平均。